

創価大学ラグビーOB会 会則

第1章（総則）

第1条（名称）

本会は、創価大学ラグビー部OB会（以下「本会」という）と称する。

第2条（目的・事業）

本会は、OB会会員相互の親睦と連絡を図ることと、創価大学ラグビー部の健全なる発展に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

- (1)本会員相互の親睦のための会合・行事等の企画・実行
- (2)創価大学ラグビーOB チームの編成及びこれと同様の目的を有する他チームとの試合の企画・実行
- (3)会員名簿の作成及び会報の発行等
- (4)創価大学ラグビー部に対する技術指導
- (5)創価大学ラグビー部に対する財政援助
- (6)その他本クラブの目的遂行に必要な事項

第3条（本部・支部）

本会の本部を東京都内に置くこととし、必要に応じ、国内外に支部を置く。

第2章（会員）

第4条（会員の資格・義務）

本会は、創価大学ラグビー部に在籍しかつ創価大学を卒業したもの、及び創価大学を卒業したもので、会員2名以上が推薦し、第7条第1項に定める役員会の承認を受けて会長が認めた者をもって構成する。

2. 会員は別に定める年会費を納付しなければならない。

第5条（除籍・除名）

長期にわたり継続して年会費を納めない者、又は多年にわたり正当な理由なくして音信不通の者は会員の資格を失うことがある。

2. 会員で不都合な行為のあった者は、第7条第1項に定める役員会の決議を経た上で、会長がこれを除名することができる。

第3章（役員・会議）

第6条（役員）

本会に以下の役員を置く。

会長 1名

副会長 2名
幹事長 1名
常任幹事 若干名
幹事 若干名
会計監事 1名

第7条（役員会・幹事会等）

役員会は、会長、副会長、幹事長、常任幹事、及び会計監事をもって構成し、会長が招集するものとし、総会承認事項の事前審議を行うとともに、本会の事業に関する方針及び重要な個別事項を審議・決定する。

2. 常任幹事会は、幹事長、常任幹事、必要に応じて幹事若干名を以て構成し、原則として四半期に1度、幹事長が招集するものとし、本会の事業の企画・実行に関する事項を審議・決定する。

第8条（選任）

会長、副会長、幹事長、及び会計監事は、役員会において候補者を選出し、総会で選任する。

2. 幹事は原則として各卒業年次を1名、副幹事1名を、総会において選任する。
3. 常任幹事は、関東（静岡・長野・新潟県以東）関西・四国（愛知・岐阜・富山県以西）九州及び沖縄在住の者より1名選出する。

第9条（職責）

会長は本会の会務を総括し、本会を代表する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故等ある時はその職務を代行する。
3. 幹事長は常任幹事・幹事とともに第2条に掲げる本会の事業を企画・実行する。但し、重要な事項については役員会又は総会の承認を得なければならない。
4. 会計監事は本会の会計を監査する。

第10条（任期）

役員任期は2年とする。但し再任、重任を妨げない。

第11条（欠員の補充）

任期期間中に役員欠員が生じた場合は、役員会において補欠を選出して会長がこれを委嘱し、直近の総会に報告し承認を受ける。その任期は前任者の残任期間とする。

第12条（顧問）

本会に顧問を置く。

2. 顧問は会長又は副会長の経験者とする。

第4章（総会）

第13条（招集）

定時総会は、年1回、毎年5月4日に会長が招集する。

2. 臨時総会は、必要に応じ役員会の要請により会長が招集する。

第14条（承認事項）

以下の事項は総会の承認を得なければならない。

- (1)会長、副会長、幹事長、常任幹事、会計監事及び幹事の選任
- (2)前年度事業報告及び次年度事業計画
- (3)前年度決算報告及び次年度予算
- (4)規約の変更
- (5)年会費の額及び徴収方法
- (6)その他役員会において必要と認めた事項

第15条（採決等）

総会の議事の決定は、出席会員の過半数をもって決する。但し、可否同数の場合は会長が採決する。

3. 総会の議事録は幹事長がこれを保管する。

第5章（会計及び年会費）

第16条（会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、3月31日に終わるものとする。

第17条（年会費等）

本会の経費は、年会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

2. 年会費の額については別に定める。

第18条（資産管理）

本会の資産については、会長・副会長がこれを管理する。

付則

1. 本規約の解釈に疑義が生じた場合は会長が決定する。
2. 会員は、氏名、職業、住所等に変更があった場合には、直ちに本会に通知しなければならない
3. 会費は毎年每一口3千円とする。
4. 本規約は平成21年5月4日より施行する。